

■認知症加算 III と IV、「算定に係る体制など」届け出不要 厚労省

- ・厚生労働省は 2024 年度の介護報酬改定に関する Q&A (Vol.6) で、小規模多機能型居宅介護などを対象とした認知症加算 III と加算 IV について介護給付費の算定に係る体制などに関する届け出を行う必要はないとの考えを示した。
- ・24 年度の介護報酬改定では、認知症加算について新たに認知症ケアに関する専門的な研修の修了者の配置や認知症ケアの指導、研修などの実施を評価する新たな区分を設けた。
- ・また、新たな加算区分の取り組みを促進する観点から、従来の加算区分の評価を見直した。区分は、「認知症加算 I」(1 カ月につき 920 単位)と「加算 II」(同 890 単位)、「加算 III」(同 760 単位)、「加算 IV」(同 460 単位)の 4 つ。
- ・加算 I と加算 II は、事業所の体制を要件とする区分であるため算定するには届け出が必要だが、加算 III と IV は事業所の体制を要件としない区分のため届け出が不要となる。
- ・厚労省は Q&A (Vol.6) で、24 年度改定で新設された認知症チームケア推進加算の算定要件である認知症チームケア推進研修に関する考え方も明示。厚労省の 21-23 年度老人保健健康増進等事業で研修を修了した人は認知症チームケア推進研修を修了したと見なしてもよいとした。
- ・認知症チームケア推進加算 II の算定では、認知症介護実践リーダー研修と認知症チームケア推進研修の両方を修了した人の配置などを要件としている。厚労省は、認知症介護実践リーダー研修の受講を予定している人がその研修の受講前に認知症チームケア推進研修を受講することは可能だとする解釈を示した。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

介護保険最新情報 vol.1263 「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.6)」

(令和 6 年 5 月 17 日厚生労働省老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001255245.pdf>